

日常生活用具の給付について

日常生活用具の給付とは、高齢者や重度心身障害者・児(心身に障害を持っている人)に対して、地域の市区町村各自治体が日常生活用具を給付する制度です。

対象者について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人です。障害の種類や程度、また世帯の状況によって給付対象となる品目が異なります。

また介護保険の要介護認定を受けている人は、介護保険からの給付が優先されます。

この日常生活用具の給付制度は、市区町村各自治体が個々の対象商品等を決定することになっています。詳しくは、地域の市区町村各自治体にご確認下さい。